

学校において予防すべき感染症一覧

20230508 改訂

- ・一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
- ・病院にかかり医師の診断を受け、家庭から連絡を受けた日から出席停止扱いとします。
- ・感染症の診断を受けた場合は速やかに学校に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしましょう。

○第1種学校感染症

病 名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（SARS）	治癒するまで出席停止

○第2種学校感染症

病 名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ・その他校長が出席停止を必要と認める場合。
結核	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

○第3種学校感染症

病 名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
※その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症）	条件によって出席停止となる

